

令和 7 年 5 月 総会議事録

日 時 令和 7 年 5 月 27 日 (火)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市上下水道局 5 階大会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和 7 年 5 月 27 日（火）
午前 9 時 00 分開会 午前 9 時 41 分閉会

2 場 所 豊橋市牛川町字下モ田 29 番地の 1
豊橋市上下水道局 5 階大会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 13 号 農地法第 5 条第 4 項の規定による協議について
- 議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）
- 議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）
- 議案第 16 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更
について
- 議案第 17 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている
旨の証明について
- 議案第 18 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認
について
- 議案第 19 号 非農地証明（遊休農地）について
- 議案第 20 号 令和 6 年度農地利用最適化活動の点検・評価について

(2) 報告

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
（事務局長専決）
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
（事務局長専決）
- 報告第 3 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告確認について
- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 5 号 現況証明について
- 報告第 6 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 報告第 7 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	3 番 太田由美子	4 番 大竹 孝夫
5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁	7 番 近藤 好幸
8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志	10 番 陶山 哲
11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生	13 番 中山 信廣
14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子	16 番 彦坂 正志
17 番 藤城ひろみ	19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久
21 番 村田 佳也	22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉
24 番 山崎 裕通		

6 欠席委員 2 番 岩瀬 宏二 18 番 藤村やすよ

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 7 年 5 月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長 本日、2 番 岩瀬 宏二委員 及び 18 番 藤村やすよ委員から欠席の届出がありましたので、報告させていただきます。

出席委員は、委員総数 24 名中 22 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号 1 番 伊藤和弘委員、同 4 番 大竹孝夫委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、12 日及び 13 日の地区農業委員及び推進委員による現地調査、15 日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、22 日及び 23 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

石巻町地内他9筆の所有権を移転する案件は、所有農地の全部効率利用要件が許可要件を満たさなかったため、5月26日に取下願の提出がありました。

番号2番の案件について、審査会において譲受人本人から申請地での農作業の従事、経営規模拡大の意思を確認しました。また申請地に設定されていた使用貸借権設定の解約書が提出されています。

番号6番の案件について譲受人が使用貸借している農地の雑草が繁茂しておりましたが、草刈り等行い解消されたことを確認しております。

番号9番の案件については所有農地の一部が資材置き場に転用されておりましたが、5月26日に復元されたことを確認しております。

その他については、変更、取下げ等はありません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号2番、4番、5番、8番、13番、14番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。転用関係につきましては、15 日の説明会以降、取り下げ変更等はありません。それではよろしくお願いいたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長 それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。

議長 資料 1 議案第 11 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号 1 番から 14 番までの 14 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第11号、1ページから2ページまでをご覧ください。

番号1番から14番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当してませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第12号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から10番までの10件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第12号、3ページから5ページをお願いします。

番号1番から10番までの10件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番から4番・6番・8番から10番です。隣接地が申請地所有者と同一である案件は番号5番・7番です。

一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号2番・3番・6番の3件については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第13号
「農地法第5条第4項の規定による協議について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第13号、6ページをお願いします。

番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付がある案件です。

一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「協議成立」として、豊橋市長に進達することとし、農地法第5条第5項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異

全 員
議 長

異議なしと認めます。

議長

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

なお、番号 25 番は陶山職務代理者が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企
面課

議案第 14 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち、6月30日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 8 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 48 件 120 筆 133,640.15 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願いたします。

議長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 25 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思います。

まず、番号 25 番の 1 件を審議いたします。陶山職務代理者は退席してください。

〈陶山職務代理者 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
陶山職務代理者は復席してください。

〈陶山職務代理者 復席〉

議 長 続きまして、番号 25 番を除く 47 件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 15 号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。

画課 議案第 15 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2、9 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 7 年 6 月 30 日付で利用権が移転する案件が 5 件 11 筆 18,963.00 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議長 これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

議長 よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして、資料 1 に戻り 議案第 16 号
「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題といたします。

除外についての番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長、議案第 16 号について説明させていただきます。

豊橋市農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 3 件、面積 10,204.62 m²です。

今回の案件につきましては、5 月 15 日の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、問題がないことを確認させていただきましたので、本日の農業委員会総会の議案に上程させていただきます。

除外案件の目的としましては、1 番が流通業務施設、2 番が分家住宅、3 番が駐車場となります。合計 3 件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第 3 条の 2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第 1 項 及び 第 4 条の 5（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）第 1 項 第 27 号イに基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

議長 それでは質疑に入ります。

議長 質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 17 号

「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 17 号 8 ページをご覧ください。

議案第 17 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 6 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 18 号

「相続税 納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議

題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 18 号 9 ページをご覧ください。

議案第 18 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 1 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

続きまして 同じく資料 1 議案第 19 号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 19 号 10 ページをご覧ください。

番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして、資料 1-3 議案第 20 号
「令和 6 年度 農地利用最適化活動の点検・評価について」を議題として上程いたします。
それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい議長、説明させていただきます。
最適化活動の点検・評価でございますが、国からの通知により最適化活動を行う推進委員等が自ら自己点検、評価を行い、農業委員会に提出し、結果を総会において点検評価することとしています。
資料 1-3 をご覧ください。
左から最適活動を行う日数ですが、これは、委員の皆様から提出いただいた活動記録をまとめたもので、令和 6 年度の目標である月間 11 日の達成率を記載しています。
農地の集積、遊休農地、新規参入については、皆様が直接関与の有無に関係なく、担当地区の数値が成績になっています。
次に自己の点検評価ですが、皆様から提出していただいた自己点検票の点検結果を記入したものになります。全体としての評語ですが、目標項目ごとの達成状況に応じた点数の合計点によりあらかじめ決められた評語を当てはめたものです。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切

ります。

議 長 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決定することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。 資料 1 11 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 12 ページ 9 番までの 9 件、及び 13 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 17 ページ 35 番までの 35 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 18 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 22 ページ 26 番までの 26 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 23 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番の 1 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は畑でした。

次に 24 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。

番号 1 番は昭和 46 年に公民館として転用届出を受理した土地ですが、届出者が受理通知書を紛失しているとのことで照会があったものです。現地

調査の結果、現在も同様の利用がされていますので非農地と判断し、15 日付で事務局長名で回答しています。

次に 25 ページをお願いします。

報告第 7 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名についてをご覧ください。

あっせん申出者の住所氏名、あっせん対象農地の所在地、地目、面積、所有者は資料のとおりです。書類説明会で説明させていただきましたが、あっせん委員につきましては、あっせん対象農地の所在地の地域の担当の農業委員さんにあたっていただくことになりますので。番号 1 番は、天伯町の担当委員である村松桂子委員。番号 2 番は、細谷町の担当委員である村田佳也委員。番号 3 番は、富久縞町の担当委員である藤城ひろみ委員にそれぞれお願いします。

報告は以上です。

議 長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 9 時 41 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和7年5月27日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号1番 伊藤 和弘 委員)

議事録署名者
(議席番号4番 大竹 孝夫 委員)